

職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号。以下「法」といいます。）について、キャリアコンサルティングの機会の確保に係る改正が行われ、その内容等については次のとおりです（令和 4 年 4 月 1 日施行）。

①事業主によるキャリアコンサルティングの機会の確保（法第 10 条の 3 関係）

事業主は、その雇用する労働者の職業生活設計に即した自発的な職業能力の開発及び向上を促進するため必要に応じ講ずる措置として行うキャリアコンサルティングの機会の確保について、職業能力の開発及び向上の促進に係る各段階において、並びに労働者の求めに応じて行うこととし、また、キャリアコンサルタントを有効に活用するように配慮するものとする。これは、デジタル化の急速な進展や非正規雇用労働者のキャリアアップ等の課題に対応するため、企業によるキャリアコンサルティングの機会の確保に当たっては、その雇用する労働者の職業人生の節目ごとや労働者の求めに応じてキャリアコンサルティングを受けられるような環境を整備することを明確化したものです。

また、その際、労働者が安心・信頼して相談できるよう、国家資格であり守秘義務が課せられているキャリアコンサルタントが行うことが望ましいというものです。

②国等による事業主その他の関係者に対する援助（法第 15 条の 2 関係）

国及び都道府県が行うように努めなければならない事業主等及び労働者に対する援助について、キャリアコンサルティングの機会の確保に係るものを含むことを明確化すること。

これは、求職者も含め、労働者が広くキャリアコンサルティングを受ける機会を確保するためにも、国・都道府県が事業主や労働者に対して一層の支援を行うべきことを明確化したものです。